

令和7年度「能代山本クリーンプロジェクト」協議会 クリーンアップ事業実施要領

1 趣旨及び目的

風かおる緑豊かな秋田を将来に継承するため、能代山本管内の不法投棄されている地域を、県民、関係団体、市町及び県が一体となってクリーンアップを実施し、不法投棄に対する問題意識を共有するとともに、看板の設置や巡回監視により不法投棄の未然防止を図る。

2 実施日時

令和7年10月16日（木）午前10時から11時（予定）
（午前9時50分から受付開始）※小雨決行

3 実施場所

- (1) 開会式会場 八峰町役場 駐車場
(2) 撤去箇所 ①八峰町峰浜目名瀉字大沼及び蝦夷倉地内（目名瀉海岸保安林内）
②八峰町八森字八森家後地内（目名瀉海岸保安林内）

4 実施主体

能代山本クリーンプロジェクト協議会

<構成員>

国土交通省能代河川国道事務所、能代市、藤里町、三種町、八峰町、
一般社団法人秋田県産業資源循環協会県北支部（能代・山本地区）、
秋田県能代警察署、秋田県能代港湾事務所、
秋田県山本地域振興局（総務企画部、農林部、建設部、福祉環境部（事務局））

5 実施内容

(1) 参加者（予定）

協力機関関係者20名、産業資源循環協会員25名、一般ボランティア5名
合計50名程度

(2) 内容

- ① 参加者は、八峰町役場の駐車場に集合し、開会式後、不法投棄箇所に移動、不法投棄された廃棄物を撤去する。
- ② 産業資源循環協会関係者は、ユニック車及びトラック等で各自移動する。
- ③ 撤去した廃棄物は、八峰町役場の駐車場において分別して車両に積み込み、種類（廃家電、廃タイヤ及び一般廃棄物等）に応じて能代山本広域市町村圏組合（北部粗大ごみ処理場及び南部清掃工場）、産業廃棄物処理場に搬入し、一時保管を含め適正に処分する。
- ④ 撤去後、必要に応じて不法投棄防止看板を数箇所に設置して再投棄の防止を図るとともに、巡回監視を強化する。